

# りんご

## (1) 等級別品位

項目	等級別品位		
	秀	優	良
色 沢	付表 1 に掲げる品種にあっては、同表秀級に定める着色割合に達しているもので、品種固有の熟色が秀でたもの その他の品種にあっては、品種固有の熟色が秀でたもの	付表 1 に掲げる品種にあっては、同表優級に定める着色割合に達しているもので、品種固有の熟色が優良なもの その他の品種にあっては、品種固有の熟色が優良なもの	付表 1 に掲げる品種にあっては、同表良級に定める着色割合に達しているもので、品種固有の熟色が良好なもの その他の品種にあっては、品種固有の熟色が良好なもの
玉ぞろい	付表 2 に掲げる基準に適合し、大きさが良くそろったもの	同 左	同 左
重欠点果	混入しないもの	同 左	同 左
軽欠点果	ほとんどないもの	おおむねないもの	はなはだしくないもの


付表 1 品種別等級別着色割合

品 種	等 級		
	秀	優	良
さんさ	80 パーセント以上	60 パーセント以上	40 パーセント以上
ファーストレディ	70        "	50        "	30        "
つがる	50        "	30        "	微 色
千秋	70        "	50        "	30 パーセント以上
紅玉	80        "	60        "	40        "
昂林	70        "	50        "	30        "
陽光	80        "	60        "	40        "
秋陽	80        "	60        "	40        "
ふじ	70        "	50        "	30        "

付表2 1果の大きさの基準

標準 10 キログラム詰 (2 段詰)	
1 箱玉数	基準 1 重量
26 個	385 グラム
28 //	360 //
32 //	315 //
36 //	280 //
40 //	250 //
46 //	220 //
50 //	200 //
56 //	180 //

## 備 考

1. 「重欠点果」とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 異品種果  
さんさ、ファーストレディ、つがる、王林、昂林、秋陽、ふじ等を品種とし品種間相互をそれぞれ異品種果とする。
  - (2) 腐敗変質果  
果肉（果芯を含む。以下同じ。）が腐敗し、又は変質しているものをいう。過熟は変質とみなす。
  - (3) 病虫害果  
病虫害の被害が果肉に及ぶもの。病虫害により腐敗しているものは腐敗に扱う
  - (4) 未熟果  
でんぷん含量、糖度又は硬度若しくは色沢により成熟度が著しく不十分と認められるものをいう。
  - (5) 傷害果  
雹害若しくは裂傷のあるもの又は切傷、刺傷等の生傷若しくは圧傷のあるものをいう。ただし、損傷の軽微なものは除く。
  - (6) その他の重欠点果  
成熟以前の落ち実を人工着色したもの、萎凋したもの及び異物の付着が著しいもの又は軽欠点に属する事項で、その被害程度が特に著しいものをいう。
2. 「軽欠点果」とは、次に掲げるもので、重欠点果に該当しないものをいう。  
品種固有の果形がくずれたもの、さびのあるもの、すす点・すす斑病、黒点病、カイガラムシ類等の病虫害の被害が果皮にとどまるもの又は付着しているもの、日焼、薬害、さかさ実等で外観の劣るもの、つるぬけのもの、その他欠点程度の軽微なものをいう。
3. 等級表示にあたっては、「特秀、秀、」とすることができる。
4. 階級の表示は、実玉表示とする。
5. 量目は、標準 5kg 詰とすることができる。
6. 価格形成時に量目不足にならないように、規定の内容量のほか、目差しを行うものとする。